地方厚生(支)局医療課長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

リツキサン注10mg/mLの医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う 留意事項の一部改正について

リツキサン注10mg/mLについては、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成13年8月31日付け保医発第224号)において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成28年2月29日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第9項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成13年8月31日付け保医発第224号)の記のⅡの4を次のように改める。

- 4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等
  - (1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い
    - ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己 免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療、並びに腎移植あるいは肝移植に対し て十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例につ いてのみ投与すること。
    - ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ 医師により行うこと。
  - (2) 診療報酬請求上の取扱い

CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。

◎ 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成13年8月31日付け保医発第224号)の記のⅡの4

改正後

## Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- 4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等
  - (1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い
    - ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、 造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療、 並びに腎移植あるいは肝移植に対して十分な経験を持つ医 師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例について のみ投与すること。
    - ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。
  - (2) 診療報酬請求上の取扱い

CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。

現る

- Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
  - 4 リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い等
    - (1) リツキサン注10mg/mLの保険適用上の取扱い
      - ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、 造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療に 対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切 と判断される症例についてのみ投与すること。
      - ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。
    - (2) 診療報酬請求上の取扱い

CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。